

(第37期)

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

株式会社旭化成アビリティ

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	(1,328,277,069)
流 動 資 産	339,269,989	流 動 負 債	1,209,446,369
現 金 及 び 預 金	172,334,414	買 掛 金	31,104
売 掛 金	6,571,572	未 払 金	10,896,034
商 品	2,005,146	未 払 費 用	1,196,420,838
貯 蔵 品	8,396,346	未払住民税及び事業税	832,600
前 払 費 用	1,662,411	未 払 消 費 税 等	0
未 収 入 金	110,603,148	預 り 金	1,265,793
立 替 金	6,146,952		
未 収 消 費 税	31,550,000		
固 定 資 産	1,000,775,626	固 定 負 債	118,830,700
有 形 固 定 資 産	911,316,091	退 職 給 付 引 当 金	118,830,700
建 物	809,355,101		
構 築 物	52,370,479	(純 資 産 の 部)	(11,768,546)
機 械 及 び 装 置	6,509,344	株 主 資 本	11,768,546
車 両 及 び 運 搬 具	2	資 本 金	40,000,000
工具、器具及び備品	43,081,165	資 本 剰 余 金	10,000,000
建 設 仮 勘 定	0	資 本 準 備 金	10,000,000
無 形 固 定 資 産	7,138,178	利 益 剰 余 金	-38,231,454
ソ フ ト ウ ェ ア	6,927,167	そ の 他 利 益 剰 余 金	-38,231,454
電 話 加 入 権 等	211,011	繰 越 利 益 剰 余 金	-38,231,454
投 資 そ の 他 の 資 産	82,321,357		
長 期 前 払 費 用	4,951,170		
繰 延 税 金 資 産	77,320,187		
差 入 保 証 金	50,000		
資 産 合 計	1,340,045,615	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,340,045,615

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

……その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」を適用している。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準」を適用している。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。